

1 国際政策の推進

(1) 主な国際会議の動向

- デジタル・ディバイドの解消に関する議論がより活発に

(1) デジタル・ディバイドの解消に向けた取組

2001年7月に開催されたジェノバ・サミットにおいて、「デジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース：Digital Opportunity Task Force）」（2000年7月の九州・沖縄サミットにて設立された国際的デジタル・ディバイド解消に向けた関係者間の協力のためのグループ）の報告書が支持され、当該報告書にある行動計画（ジェノバ行動計画）について、2002年6月開催予定のカナナスキス・サミット（カナダ）でその実施状況をレビューすることが合意された。また、電子政府に関するその行動計画の策定が奨励された。

このほか、国連の活動として、2000年9月の国連ミレニアム宣言を踏まえ、情報通信技術による貧困撲滅等の開発目標の達成に向け、国連と先進国、途上国、民間企業、NPO等の関係者との協力・連携を促進する場として、国連ICT（Information and Communications Technology）タスクフォースが開催された。タスクフォースには、6つのワーキング・グループが設置され、今後更なる具体的取組を検討する予定である（図表）。

また、APECでは、電気通信・情報ワーキング・グループ（TEL：Telecommunications and Information Working Group）において、2005年までにAPEC域内のインターネットアクセス数を3倍に増加させることなどを目標に、「デジタル・ディバイド解消に向けた行動のためのブループリント」が作成されているほか、我が国による「ルーラルエリアにおけるデジタル・ディバイド解消のためのIPベースの無線LANの開発」をはじめ各種プロジェクトが推進されている。

さらに、2002年5月に開催された第5回電気通信・情報産業大臣会合（中国（上海））においては、「共通の発展の推進に向けたデジタル・オポチュニティの活用」というメインテーマのもと、TELにおける今後2年間の活動方針を定めた大臣宣言が採択された。

また、民間の活動として、スイスを本部とする世界規模の非営利組織である、世界経済フォーラム（WEF：World Economic Forum）においても、「グローバル・デジタル・ディバイド・イニシアティブ・タスクフォース」を設置し、デジタル・ディバイドの解消に向けた取組が行われているところである。

(2) 電子商取引に関する取組

2000年5月にメキシコで開催されたAPEC第4回電気通信・産業大臣会合においては、電子商取引のインフラ開発等を推進するための政策・規制環境の確保等をうたったカンクン宣言が採択された。

APECの電気通信・情報ワーキング・グループ（TEL）においても、国際間の電子商取引（BtoC）における消費者保護等の課題の抽出・検討等を行う実証実験プロジェクトであるINGECEP（Integrated Next Generation Electronic Commerce Environment Project）が我が国により行われてきたほか、各国においても電子商取引関連プロジェクトが進められている。

一方で、電子政府に関する取組も盛んになっており、第25回TEL会合では電子政府に関する取組状況の調査が提案され、5月開催の大臣会合において調査結果が報告された。

民間における取組としては、欧州・アフリカ、南

図表 国連ICTタスクフォースの6つのワーキング・グループ

ICTに関する政策及びガバナンス
 国家レベル及び地域レベルのe戦略
 ICTビジネス及び開発のためのアプリケーション
 リソースの動員
 アクセスの拡大・費用の引下げ
 企業及びアントレプレナーシップ

北アメリカ及びアジア・オセアニアの電子商取引に携わっている企業からなるGBDe（電子商取引に関する世界ビジネス会議：The Global Business Dialogue on Electronic Commerce）が、電子商取引を推進するための諸課題について検討し、年1回の総会で各国政府等に対し提言を行っている。2001年9月に行われた第3回東京総会においては、電子商取引の世界的な普及に向けた課題（知的財産権、コンバージェンス（融合）、電子政府、消費者信頼性、デジタルブリッジ等）について、民間参加者に加えフィリピンのアロヨ大統領をはじめ数多くの政府及び国際機関の首脳も参加して積極的なディスカッションを行い提言を取りまとめた。総務省からも小坂副大臣（当時）をはじめ多くの関係者が参加し、本会議に対する貢献を行っている。

（3）ITU関連会合

ITUにかかわる活動としては、2002年3月、世界電気通信開発会議（WTDC - 2002）がトルコ（イスタンブール）において開催され、2003年以降の電気通信開発部門の活動方針等が審議された。

また、2001年11月、ITU主催のアフリカテレコム2001（電気通信展示会及びフォーラム）が南アフリカ（ヨハネスブルグ）において開催された。展示会には、世界28か国・236社が、最新の情報通信技術の展示を行ったほか、フォーラムでは、世界42か国から政策責任者、民間企業の幹部等が出席し、情報通信に関する最新の政策・技術動向について意見交換を行った。

（4）APT関連会合

2000年10月31日から11月2日まで東京で開催されたアジア太平洋情報社会サミットでは、域内30か国・地域の情報通信担当大臣等の参加のもと、域内の情報社会の構築に向けて「東京宣言」及び「行動

計画」が採択された。

「東京宣言」では、「できる限り2005年までに、学校や郵便局等公的な施設からのアクセスを含め、アジア太平洋地域すべての人々が、インターネットにアクセスできるよう全力を挙げる」ことが当面の目標として設定され、その実現に向けた「行動計画」では、デジタル・ディバイドの解消、オポチュニティ確保に向けた情報通信基盤の整備、人材育成とITリテラシーの向上等の具体的提言がなされた。

これを受けて、2001年10月にタイで開催されたAIIS（アジア太平洋情報社会イニシアティブ：Asia-Pacific Initiatives for the Information Society）会合及び2002年2月にインドで開催されたデジタル・ディバイド会合では、「東京宣言」及び「行動計画」のフォローアップとして、各国における取組の紹介及び今後の検討課題等に関する議論が行われた。

（5）世界情報社会サミットに向けた取組

情報社会の抱える問題について幅広い関係者の共通認識を確立することを目的として、2003年（スイス（ジュネーブ））及び2005年（チュニジア（チュニス））に世界情報社会サミットの開催が予定されている。

2001年6月にITU理事会において正式な開催場所・日程が決定されたのを受け、同年12月には国連総会においてサミット開催を歓迎し、各国・国際機関のほか、産業界及びNGO等幅広い参加を促す旨の決議が採択された。このほか、実施事務局が立ち上げられ、政府間コンサルテーション会合が設けられるなど、本会合に向けた準備が本格化しつつあり、我が国としても、準備会合、本会合を通じて、本サミットに貢献するべく作業を進めている。

図表 主な国際会議の概要

会議名	採択された決議等の概要
世界電気通信開発会議 （WTDC-2002） 2002年3月18日～27日 イスタンブール（トルコ）	次会期の電気通信開発部門の活動方針の策定 後発開発途上国の特別プログラムの策定 デジタル・ディバイド解消のための短期／長期行動計画の策定 研究委員会の設置及び作業方法の策定

1 国際政策の推進

(2) 情報通信分野における国際経済問題への対応

- 対話による国際協調と国際理解の推進

情報通信分野における国際経済問題の解決に向け、我が国は、二国間、多国間の様々な協議の機会を通じ積極的に取り組んでおり、国際的相互理解と国際協調の促進に努めている。

(1) 日米間の協調

2001年6月に開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的とした「成長のための日米経済パートナーシップ」を立ち上げることが発表された。総務省は、規制改革及び競争政策、投資等を扱うこの枠組に対し、2001年10月に開催された第1回次官級経済対話に参加するなどの取組を行っている。

(2) 日EU間の協調（日EU協力強化に関する新たな合意と行動計画）

2001年12月、ベルギー（ブラッセル）において開催された日EU定期首脳協議において、21世紀の日・EUパートナーシップを一層強化し、行動志向的な協力関係を推進するため、「日EU協力の10年：新たな政治文書及び行動計画」が採択された。この「行動計画」は、日EUの今後10年間（2001～2010年）の協力の分野及びその内容をまとめたものであり、IT分野に関しては、「グローバルな情報社会」の創設、発展に向け、日・EUが今後以下の事項で協力を行うこととしている。

「次世代移動通信システム（4G）の国際標準化に向けた協力」

「市場の原則に基づく競争を促進するための規制改革及びその実施のための協力」

「電子署名の相互承認のための協力」

「IPv6の導入を促進するための協力」

「デジタル・ディバイドの解消に向けての協力」

(3) その他欧米諸国との協力

フィンランド、カナダ及びフランスなどと二国間の協力で合意（3G、4G、IPv6、電子商取引等）。特

に、フィンランドとの間では、モバイルインターネットにおける協力を共同発表。

2001年11月の日・フィンランド情報通信大臣会合において、モバイルインターネットの良好な環境を創造するため、「モバイルインターネットに関する日・フィンランド共同発表」が合意された。両国が、第3世代移動体通信の普及促進や次世代（第4世代）の移動体通信の研究開発等の環境整備に関して必要な協力を行っていくほか、両国の産業界同士の協力も推進していくこととしている。

(4) 日中・日韓間の協調

日中ICTパートナーシップ

2002年1月の日中情報通信大臣会合において、今後の情報通信分野における日中協力につき、政府間協力のもとに官民が連携した協力体制を進めるための包括的な枠組として、「日中ICTパートナーシップ」が調印された。協力を進める事項として当面、IPv6の推進協力、モバイル分野における協力、規制・競争政策協力の3分野を推進していくこととしている。

情報通信分野における日韓協力

2002年1月の第4回大臣会合では、第4世代移動通信システム（4G）の開発・標準化協力の推進等日韓協力を強化することで意見が一致した。

また、2000年9月の日韓首脳会談において、IT分野の協力に関する「日韓IT協力イニシアティブ」が合意され、同イニシアティブに基づいた協力が進められている。

(5) WTO、APEC及びOECDにおける取組

WTO

i 新ラウンドの立上げ

2001年11月、カタールのドーハで第4回閣僚会議が開催された。主要6分野（農業、投資・競争、アンチ・ダンピング、環境、「実施の問題」^(注1)、知的所有権と健康）等において合意が得られ、交渉期間を3年（2005年1月1日まで）とする新ラウンド開始

(注1) 新たな自由化約束ではなく、ウルグアイ・ラウンドで約束された内容の実施（方法・時期）について途上国を優遇すべきとの議論

の閣僚宣言が採択された。

ii 閣僚宣言

- (i) サービス分野：「交渉ガイドライン」^(注2)を再確認し、交渉スケジュールとして、2002年6月30日までに初期要求(リクエスト)を、2003年3月31日までに初期提案(オファー)を行うこととした。
- (ii) 電子商取引：従来から行われていた作業計画の継続を明記するとともに、インターネットを通じて配信される音楽、映像等のデジタル・コンテンツについては関税を賦課しないという慣行を、第5回閣僚会議まで継続することとした。

iii 情報通信分野における取組

我が国は、サービス貿易交渉における情報通信分野の自由化の促進に向けた対話、電子商取引に関する環境整備、政府調達協定の見直しをめぐる議論等において具体的な取組を行っている。

APEC

APECは、自由で開かれた貿易・投資の達成や開発協力の促進という長期的目標(ポゴール宣言)の実現に向けた政府間経済協力の場であり、情報通信関連については、以下の会合で取り組まれている。

i 電気通信・情報ワーキンググループ(TEL、毎年3月及び9月頃開催)

情報通信関係の自由化、技術協力やビジネス円滑化等に関する実務的な議論や、各種プロジェクトの提案や進捗状況報告等を行っている。これらに加え、第24回会合(2001年9月、韓国(済州島))においては、ポゴール宣言実現への道筋を示した「大阪行動指針」の見直し作業や、APEC域内のデジタル社会化に向けた「e-APEC戦略」の編集作業が行われ、第25回会合(2002年3月、ヴィエトナム(ハノイ))においては、電子政府に向けた各国の取組状況の調査や、アジア太平洋情報通信基盤(APII: Asia Pacific Information Infrastructure)に関するプロジ

ェクトの承認とともに、第5回電気通信・情報産業大臣に向けた準備等が行われた。

ii 電気通信・情報産業大臣会合(TELMIN、おおむね2年に1回開催)

「共通の発展の推進に向けたデジタル・オポチュニティの活用」というメインテーマの下、第5回大臣会合が2002年5月上海にて開催され、TELの今後2年間の活動方針を示した大臣宣言が採択された。なお、第1回大臣会合より情報通信を所管している総務省(郵政省:当時)から、代表団長として大臣等が出席してきており、第5回大臣会合には佐田総務副大臣が代表団長として出席した。

iii その他

APEC内の電子商取引関連の取組を総括し、各会合間の検討内容の調整等を行うための「電子商取引ステアリンググループ」(ECSG: E-Commerce Steering Group)や、APEC域内のデジタル社会化に向けた「e-APEC戦略」を2001年秋に取りまとめた「e-APECタスクフォース」等がある。

OECD

OECDは、98年に電子商取引閣僚会議(カナダ(オタワ)、当時の野田郵政大臣出席)において、プライバシー保護、消費者保護、電子認証に関する3つの閣僚宣言を採択するとともに、従来の課税原則を電子商取引に適用されることが国際的に確認された。この閣僚宣言を受けて、情報コンピュータ通信政策委員会(ICCP)の各作業部会においてそれぞれの課題を検討している。情報セキュリティ・プライバシー作業部会(ISP)においてプライバシー保護、電子認証及び暗号問題等、電気通信・情報サービス政策作業部会(TISP)においてインフラへのアクセス、情報経済作業部会(IE)及び情報社会指標作業部会(IIS)において電子商取引の定義の検討及び企業間電子商取引の経済への影響調査を実施している。

(注2) 2001年3月にWTOサービス貿易理事会特別会合において採択された、サービス交渉の目的・原則、範囲、手法・手続等の具体的な交渉指針

1 国際政策の推進

(3) G8サミット

- ジェノバ・サミットにおける推進の採択

G8サミット（主要国首脳会議）において、1994年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられており、各国首脳の情報通信分野の重要性に対する認識は高まっている（図表）。2000年7月に開催された九州・沖縄サミット首脳会合においては、「グローバルな情報社会に関する

沖縄憲章」（IT憲章）が採択され、同憲章を受けて、国際的デジタル・ディバイド解消に向けた関係者間の協力強化のために、「デジタル・オポチュニティ作業部会（ドット・フォース：Digital Opportunity Task Force）」が設立された（図表）。

図表 近年のサミットにおける主要議題抜粋（下線部分は情報通信関連）

会議名	主要議題（抜粋）
ナポリ・サミット 1994年7月8日～10日 (イタリア)	(経済)「 <u>雇用と成長</u> 」 「WTOの早期設立」 「 <u>世界情報通信基盤の構築</u> 」 (G7情報通信関係会合の開催に合意) (政治)「 <u>北朝鮮の核兵器保有問題</u> 」 「旧ユーゴ情勢」
ハリファクス・サミット 1995年6月15日～17日 (カナダ)	(経済)「IMFの見直し」 「為替の安定」 「ガットウルグアイラウンド合意の完全実施」 「G7情報通信関係合意の成果の歓迎及び南ア会合の開催につき合意」 (政治)「 <u>北朝鮮の核兵器保有問題</u> 」 「旧ユーゴ情勢」
リヨン・サミット 1996年6月27日～29日 (フランス)	(経済)「 <u>雇用と成長</u> 」 (「 <u>情報通信は経済発展のエンジン</u> 」である旨言及) 「 <u>国連改革</u> 」 「 <u>国際金融体制の安定</u> 」 (政治)「 <u>国際テロ対策</u> 」 「 <u>軍縮・核不拡散</u> 」 「 <u>地球規模環境問題</u> 」
デンヴァー・サミット 1997年6月20日～22日 (米国)	(経済)「 <u>国連改革</u> 」 「 <u>中国のWTO加盟問題</u> 」 「 <u>電子商取引</u> 」 (政治)「 <u>地球規模環境問題</u> 」 「 <u>国際テロ対策</u> 」 「 <u>地域情勢</u> 」
パーミンガム・サミット 1998年5月15日～17日 (英国)	(経済)「 <u>アジア経済危機</u> 」 「 <u>コンピュータ西暦2000年問題</u> 」 「 <u>雇用</u> 」 (政治)「 <u>国際組織犯罪（ハイテク犯罪）</u> 」 「 <u>インド核実験</u> 」
ケルン・サミット 1999年6月18日～20日 (ドイツ)	(経済)「 <u>重債務貧困国の債務救済</u> 」 「 <u>世界経済の分析及び対応（国際金融システムの強化等）</u> 」 「 <u>教育と人材</u> 」 (<u>情報通信技術の習得、遠隔教育の重要性</u>) 「 <u>コンピュータ西暦2000年問題</u> 」 (政治)「 <u>コソボ問題</u> 」 「 <u>中東和平プロセス</u> 」
九州・沖縄・サミット 2000年7月21日～23日 (日本)	(経済)「IT」（ <u>デジタル・オポチュニティの活用とデジタル・ディバイドの解消</u> ） 「 <u>重債務貧困国問題</u> 」 「 <u>WTO新ラウンド立上げ</u> 」 「 <u>後発開発途上国向けODAのアンタイド化</u> 」 (政治)「 <u>朝鮮半島情勢</u> 」 「 <u>中東和平交渉</u> 」
ジェノバ・サミット 2001年7月20日～22日 (イタリア)	(経済)「 <u>世界経済</u> 」（世界経済全体の減速） 「 <u>貿易</u> 」（WTO新ラウンド立上げの実施問題） 「 <u>開発</u> 」（債務救済問題） 「IT（ <u>ドット・フォース報告書の支持</u> ）」 (政治)「 <u>保健基金</u> 」（世界保健基金設立構想） 「 <u>環境</u> 」（京都議定書）

ドット・フォースは、G8(政府・ビジネス・NPO)、EU、開発途上国、ITU、世界銀行、UNDP等の国際機関、WEF、GBDe等ビジネス団体等の参加により構成され、2000年11月に東京で開催された第1回会合以降、半年間に計3回の全体会合と5回の非公式会合が重ねられた。これら会合での議論及び関係者との協議等を踏まえ、2001年5月に、G8シェルパ(首脳個人代表)に対し、国際的デジタル・ディバイド解消に向けた行動計画(ジェノバ行動計画、図表)等を含む報告書を提出した。

同報告書は、2001年7月に開催されたG8ジェノバ・サミット首脳会合において首脳の支持を得、2002年6月開催予定のG8カナナスキス・サミット

(カナダ)で、ジェノバ行動計画の実施状況をレビューすることについて合意された。また、電子政府に関する行動計画の策定が奨励された。

その後2001年10月にモントリオールで開催されたドット・フォース会合において、G8ジェノバ行動計画の9つのアクション・ポイント実施のための枠組として、各アクション・ポイントごとに実施チームが立ち上げられた。自主的にリーダーシップをとる主体(政府/ビジネス/NPO/国際機関/開発途上国)が中心となって、関係者と連携をとりつつ具体的な実施策を進めている。2002年にカルガリーで開催されたドット・フォース会合で、各実施チームより進捗状況について報告がなされた。

図表 IT憲章

「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章(IT憲章)」概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術(IT)は、21世紀を形成する最強の力の一つ ・ 情報格差(デジタル・ディバイド)を解消し、ITが提供する機会(デジタル・オポチュニティ)を活用することが重要 ・ 全世界的参加の推進を呼びかけ ・ 国際的デジタル・ディバイド解消のため、「ドット・フォース(デジタル・オポチュニティ作業部会)」を設置

図表 ドット・フォース報告書

ジェノバ行動計画
1 途上国及び新興国における国家e-戦略の支援
2 接続性の向上、アクセスの拡大及び費用の引下げ
3 人材育成、知識の創設及び共有の強化
4 持続可能な経済発展のための冒険的事業及び起業家精神の育成
5 ITが提起する新たな国際的政策及び技術的事項に関する協議への普遍的参加の確立及び支援
6 後発開発途上国(LDC)のIT活用のイニシアティブの確立及び支援
7 保健及び感染症対策への支援におけるITの活用促進
8 ローカル・コンテンツ及びアプリケーション支援のための国内的及び国際的努力
9 ITのG8及び他のODA(政策/プログラム)への優先的適用及び多数国間イニシアティブの調整強化

1 国際政策の推進

(4) 国際衛星通信を巡る動向

- インテルサット及びインマルサットの事業部門の民営化

インテルサット、インマルサットは、近年の世界的な通信自由化の流れや急速な技術の進歩を受けて、民間企業の参入やサービスの多様化による競争が進展したこと等により、サービス提供を行う民間会社と、その民間会社を監督する政府間機関とに組織改革を行った。

(1) 国際電気通信衛星機構 (ITSO、旧インテルサット)

国際電気通信衛星機構は、世界のすべての地域に対して平等に電気通信業務を提供することとして、世界商業電気通信組織の発展を継続するために設立された国際機関である。

民間企業の参入、海底光ケーブル等のサービスの多様化による競争の進展等、近年の世界的な通信の自由化の流れや急速な技術進歩を受けた情勢の変化に対応するため、2000年11月に米国（ワシントンDC）で開催された第25回締約国総会において、事業部門を民営化することが決定され、2001年7月から実施された。

民営化の形態については、現行のインテルサットの業務部門はインテルサット会社に移管し、政府間機関（ITSO）が同社による途上国等を対象にしたユニバーサルサービスの提供状況等を監視することとする国際電気通信衛星機構協定の改正が採択された。

(2) 国際移動衛星通信機構 (IMSO、旧インマルサット)

国際移動衛星通信機構は、平和的目的のために移動衛星通信（航空及び陸上による移動衛星通信を含む。）を必要とするすべての地域に業務を提供し、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS：世界海上遭難安全制度）のための海事衛星通信業務を確保するために設立された国際機関である。

第10回総会（1994年）において、機構の名称を「国際海事衛星機構」から「国際移動通信衛星機構」に変更する条約改正が採択された。また、移動通信衛星分野における国際的競争環境に対応するため、1998年、英国（ロンドン）で開催された第12回総会において事業部門をインマルサット会社に移管し、政府間機関（IMSO）が同社によるGMDSSサービス等の公的業務の提供を監督することとする条約改正が採択された。我が国は1999年8月に両改正を受諾している。

2000年6月には第15回総会が英国（ロンドン）にて開催され、インマルサット会社が順調な経営状況のもと、公的業務を円滑に実施していること等が報告された。第16回総会は、2002年9月にロンドンで開催される予定である。

2 国際協力の推進

- 開発途上国に対する我が国の貢献

情報通信は、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の向上等をもたらすインフラとして、大きな期待が寄せられているが、開発途上国においては、人口100人当たりの電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存在するなど、情報通信分野における国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含めた地球規模での情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきている。

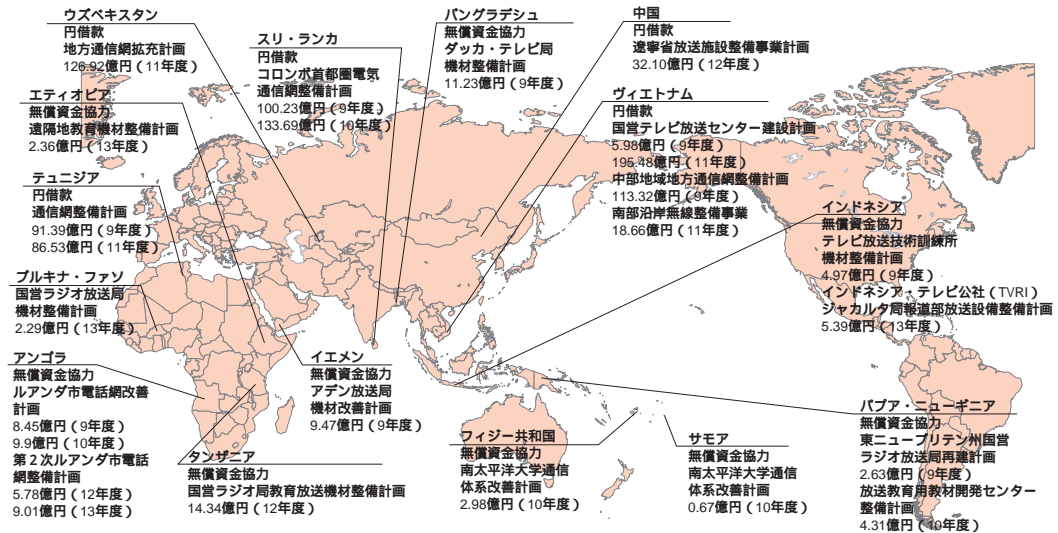
そのため、2000年7月に森総理大臣（当時）が表明したIT分野における包括的協力策や、九州・沖縄サミットで採択された「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」（いわゆる「IT憲章」）及び同年11月のAPTアジア太平洋情報社会サミットの「東京宣言」において、国際的なデジタル・ディバイド解消の重要性が指摘されているところであり、それらを踏まえて、2001年1月に発表された「e-Japan戦略」、同年3月及び6月にそれぞれ策定された「e-Japan重点計

画」、「e-Japan2002プログラム」において「国際貢献」あるいは「国際的な協調及び貢献の推進」を明記し、我が国として、国際的なデジタル・ディバイド解消に向けた取組を推進している。

具体的には、上記包括的協力策に基づき、外務省が中心となり政府全体として、JICA、JBIC等とも協力しつつ開発途上国における情報通信分野の持続的発展に対し、OOF（政府開発援助以外の政府資金：Other Official Flow）やODA（政府開発援助：Official Development Assistance）を活用して積極的に貢献している（図表、 ）。

また、総務省としても、IT分野の人材育成支援、開発途上国の情報通信主官庁との政策対話を通じたIT政策・制度作り支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施している。

図表 過去5年間の資金協力の状況（平成9年度～13年度）



- 1 総務省所管情報通信分野の関連案件のみを掲載
- 2 無償資金協力、円借款は交換公文ベース

図表 国際協力事業団（JICA）等を通じた技術協力の実施状況（2001年度）

	電気通信関係	放送関係	合計
研修員受入（人）	437 (404)	62 (78)	499 (482)
専門家派遣（人）	65 (68)	15 (21)	80 (89)
プロジェクト方式 技術協力（件）	3 (3)	0 (0)	3 (3)
開発調査（件）	4 (0)	0 (0)	4 (0)

(注1) 総務省の関連案件のみを掲載
 (注2) ()内は前年度実績
 (注3) 研修員受入については、総務省ODA予算による研修に係る人数を含む

3 国際標準化活動の推進

- 標準化作業の迅速化

情報通信分野の国際標準化では、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）が中核的な役割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）及び無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）が標準化活動を行っている。

（1）ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、情報通信環境を取り巻く急速な変化に対応した迅速な標準化作業（勧告の策定）を行うため、作業方法の見直し等が進められているところである。2000年9～10月に開催された、ITU-Tの活動の方向性を決める会議である世界電気通信標準化総会（WTSA-2000:World Telecommunication Standardization Assembly-2000）において、それまで勧告の承認手続きだけのおおむね9か月程度を要していた状況を改善するため、規制又は政策への影響を伴わない勧告については、研究委員会（SG）会合を開催せずに電子的な手段（電子メール、ウェブ等）を活用して、迅速な勧告承認を可能とする「代替承認手続き」（AAP:Alternative Approval Process）の導入が決定した。AAPの導入により、ほとんどのITU-T勧告の承認手続きに要する期間を2～3か月程度に短縮することが可能となっている。また、市場ニーズに対応した迅速な標準化作業を行うため、目標となるシステム案をきっかけに速やかに作業を立ち上げ、短期的・重点的に標準化を行うプロジェクトオリエンテッドな作業方法を、我が国より提案しており検討がなされている（図表）。

また、ITU-Tは、他の標準化機関等との積極的な連携を進めており、例えば、インターネットの標準化作成フォーラムであるIETF（Internet Engineering Task Force）やIMT-2000の標準化作業を行っている3GPP/3GPP2（Third-Generation Partnership Project / Third-Generation Partnership Project2）において作成された標準を勧告策定の際に参照し、標準化作業の重複を避けるとともに迅速化を図っている。

（2）ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、無線通信規則の改正、無線通信の技術・運営等の問題の研究や勧告作成及び周波数の割当・登録などを行っている。現在、ITU-Rでは、技術分野ごとに、周波数管理（SG1）、電波伝搬（SG3）、固定衛星業務（SG4）、放送業務（SG6）、科学業務（SG7）、移動等業務（SG8）、固定業務（SG9）の7つの研究委員会（SG）を設置して無線通信に関する技術的検討を進めており、また、ITU-Rの作業の優先順位及び戦略等の見直し、作業計画の進捗状況の評価を行う無線通信アドバイザリグループ（RAG）を設置してITU-R全体の作業方法の改善を行っている。

ITU-Rにおける活動に対して我が国は、1名のSG議長及び3名のSG副議長をはじめ数多くの役職を引き受けるとともに、勧告作成に向けて多数の寄与文書を提出し、SG等会合に多数の専門家が出席している。

我が国における最近の主な取組としては、2001年10月に東京にて開催された第6回WP8F会合（SG8）において、我が国の提案したIMT-2000の高度化及び後継システムの基本コンセプトを基に議論を進めることで合意されたほか、我が国のDSRC（DSRC：Dedicated Short Range Communications、狭域通信）方式をASTAP9が国の共同提案としてWP8A（SG8）に提出した結果、これを基に作成された新勧告案が2001年11月に開催されたSG8会合において採択された。また、2001年10月にジュネーブ（スイス）で開催されたSG6会合においては、地上デジタルテレビジョン放送のプランニング基準の勧告に日本方式（ISDB-T）のプランニングパラメータを追加することが決定されるなど、技術的検討に積極的に貢献しているところである。

今後の対応としては、WRC-2003（世界無線通信会議、2003年6月開催予定）の準備会合であるCPMの第2回会合（2002年11月開催予定）に向け、各SG・WP等における技術的検討等の活動に積極的な寄与・貢献を行っていく。

図表 ITU-Tにおける取組

ITU-Tの標準化作業の問題点

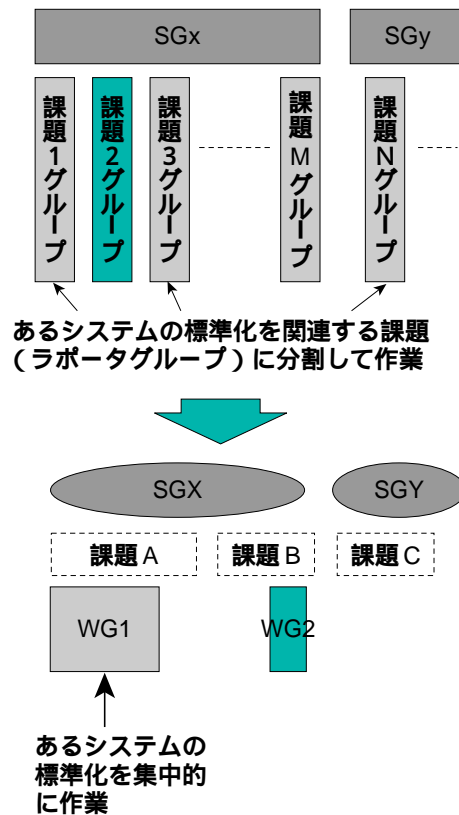
- ITU-Tで新たなシステムの標準化を行う場合
- 1 課題内容に関する(詳細な)記述を作成
 - 2 各課題は明確なターゲットがないため(いくつかの標準化事項を取り扱っているため)、目的とするシステムに集中した作業を行えない
 - 3 関連する複数の課題/SGに作業が分割され、作業の調整に時間を要する



プロジェクトオリエンテッドな作業方法の提案

- ITU-Tで新たなシステムの標準化を行う場合
- 1 具体的な標準提案を入力
 - 2 明確なターゲットを持ち集中的に作業する作業グループ(WG)をSG内に設置
 - 3 WGは標準化作業が終了すれば即廃止

(考えられる体制例)



4 電気通信機器の国際流通の進展への対応

- 基準認証制度における国際的相互承認の推進

電気通信機器の国際的な流通等グローバル化への動きを背景として、我が国における電気通信機器に関する基準認証についても国際的な調和を図ることが要請されており、総務省では、従来から諸外国との相互承認を推進しているところである（図表）。

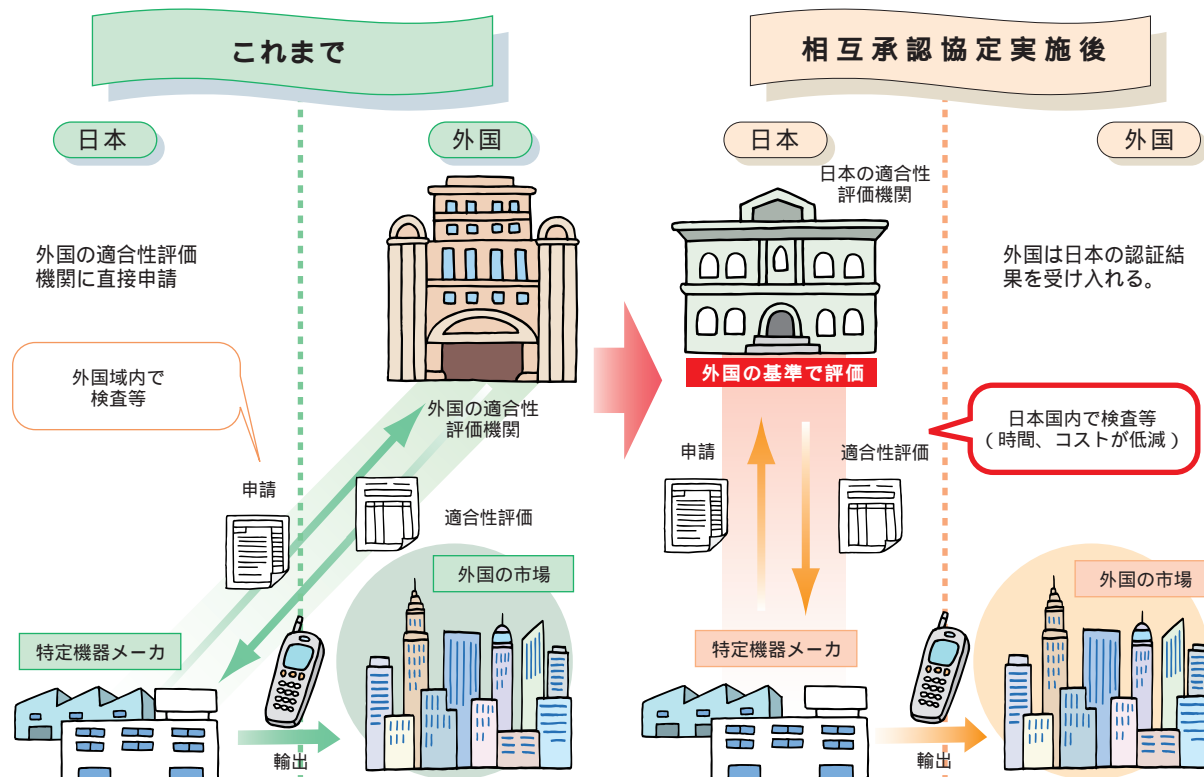
例えば、欧州共同体との間では、電気通信機器、電気製品、化学品及び医薬品の4分野において相互承認を実施する協定（「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」）が、平成13年4月に署名、平成14年1月に発効している。これを受けて総務省は、欧州共同体との相互承認を推進し、もって電気通信機器等の輸出入の円滑化を図ることを目的とする「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律」及び関係政省令を公布、施行している。

また、平成14年1月、我が国初の自由貿易協定と

して、シンガポール共和国との間で「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」が、両首相間で署名されている。本協定の中に、電気通信機器等を対象とした相互承認が含まれており、同協定を実施するため、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律」を改正して、シンガポール共和国との間においても相互承認の実施に必要な国内措置を講ずることとした。本改正法案は、平成14年4月に成立・公布されており、これを受けて、関係政省令の整備をする予定である。

このように、総務省では我が国の競争力のある電気通信技術の海外展開を促進するとともに、外国製機器等利用可能な機器の多様化を図るなど、世界中の人々がIT（情報通信技術）革命の恩恵を享受することに貢献することを目指している。

図表 諸外国との相互承認
（日本から外国に機器を輸出する場合。外国から日本に機器を輸入する場合も同様）



コラム 2002年日韓ワールドカップにおけるITプロジェクト

- 世界初の大画面高精細画像システムを実施

平成14(2002)年5月31日から6月30日、「2002FIFAワールドカップ」が史上初めて日本・韓国の共同で、日本10か所、韓国10か所の計20都市において開催された(FIFA(国際サッカー連盟:Fédération Internationale de Football Association))。

大会開催に当たり、ワールドカップを契機とした文化・観光等の情報発信を推進するため、成田空港、主要駅等の施設及びワールドカップ開催地周辺における無線LAN等を活用した高速インターネットアクセス環境整備の支援、ワー

ルドカップ関連情報を携帯電話等を活用したモバイルインターネットサービスで提供するための支援等を実施した。

また、韓国と共同で、3面ハイビジョンカメラで撮影した高精細映像を衛星通信等で高速伝送し、国際メディアセンター(横浜)等の大型スクリーンに上映する日韓高速衛星通信実験のデモンストレーション(図表)等を実施し、「2002FIFAワールドカップ」の開催が成功裏に終わるよう側面から支援した。

図表 日韓高速衛星通信実験のデモンストレーション

韓国との共同プロジェクトとして、世界最先端の情報通信技術をアピール
3面ハイビジョンカメラを使用し、スタジアムを一望できる世界初のシステム
合計12試合(日本8試合、韓国4試合)のデモンストレーションを実施
国際メディアセンター(横浜、スクリーンは縦2.2m×横11m)と総務省講堂(縦2.5m×横12.5m)等で上映

イメージ図(3面シームレス高精細大型スクリーン)



システム構成図

